

# 重要事項説明書

## 予防専門型通所サービス・地域密着型通所介護

この重要事項説明書は、介護保険法等の関係法令及び「西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱」の規定に基づき、指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所サービス提供契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

### 1 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 デライト
代表者氏名	丸山 美香
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県西宮市松生町7番8号 電話：0798 - 55 - 4426 FAX：0798 - 55 - 8004
法人設立年月日	平成26年7月2日

### 2 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ステラ
介護保険指定 事業者番号	2870906258
事業所所在地	兵庫県西宮市松生町7番8号
連絡先 相談担当者名	電話：0798 - 55 - 2772 FAX：0798 - 55 - 8004 管理者：丸山 美香
事業所の通常の 事業の実施地域	下記表に準ずる
事業所開設日	平成26年10月1日
利用定員	10名

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものである。
-------	--

運 営 の 方 針	<p>当事業所において提供する地域密着型通所介護及び予防専門型通所サービスは、介護保険法ならびに関係する厚生法令、告示趣旨及び内容に沿ったものとする。利用者及び家族の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別性のある介護計画を作成し利用者にとって必要なサービスを提供する。</p> <p>職員は利用者及び家族に対し、サービスの内容・提供方法・生活の暮らしぶりについて分かり易く説明を行うこと。</p> <p>又、地域とのふれあいを大切にし、地元の人たちに愛され、地元の人たちが気楽に立ち寄れるような場所を目指す。</p>
-----------	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 (GW: 5/3～5、夏季休暇: 8/13～15、年末年始: 12/30～1/3 は除く)
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～金曜日 (GW: 5/3～5、夏季休暇: 8/13～15、年末年始: 12/30～1/3 は除く)
サービス提供時間	<p>午前の部: 午前 9 時～午後 12 時 10 分</p> <p>午後の部: 午後 1 時 20 分～午後 4 時 30 分</p>

(5) 事業所の職員体制

管理者	丸山 美香
-----	-------

職	主 な 職 務 内 容	人 員 数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li> <li>2 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> <li>3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>4 利用者へ予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画を交付します。</li> <li>5 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の実施状況の把握及び予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。</li> </ol>	1 名

生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li> <li>2 それぞれの利用者について、予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li> </ol>	1名以上
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。</li> </ol>	1名以上
機能訓練指導員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。</li> </ol>	1名以上

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
予防専門型通所サービス・地域密着型通所サービス計画の作成等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者に係る地域包括支援センター等が作成した介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画を作成します。</li> <li>2 予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。また、計画を作成した際は、利用者に交付します。</li> <li>3 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明します。</li> <li>4 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の事業者は、計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、利用者の状況やサービスの提供状況について、介護（予防）サービス計画又は介護（予防）ケアプランを作成した地域包括支援センター等者に報告します。</li> <li>5 予防専門型・地域密着型通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。</li> <li>6 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画の変更を行います。</li> </ol>
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス(加算)	若年性認知症利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

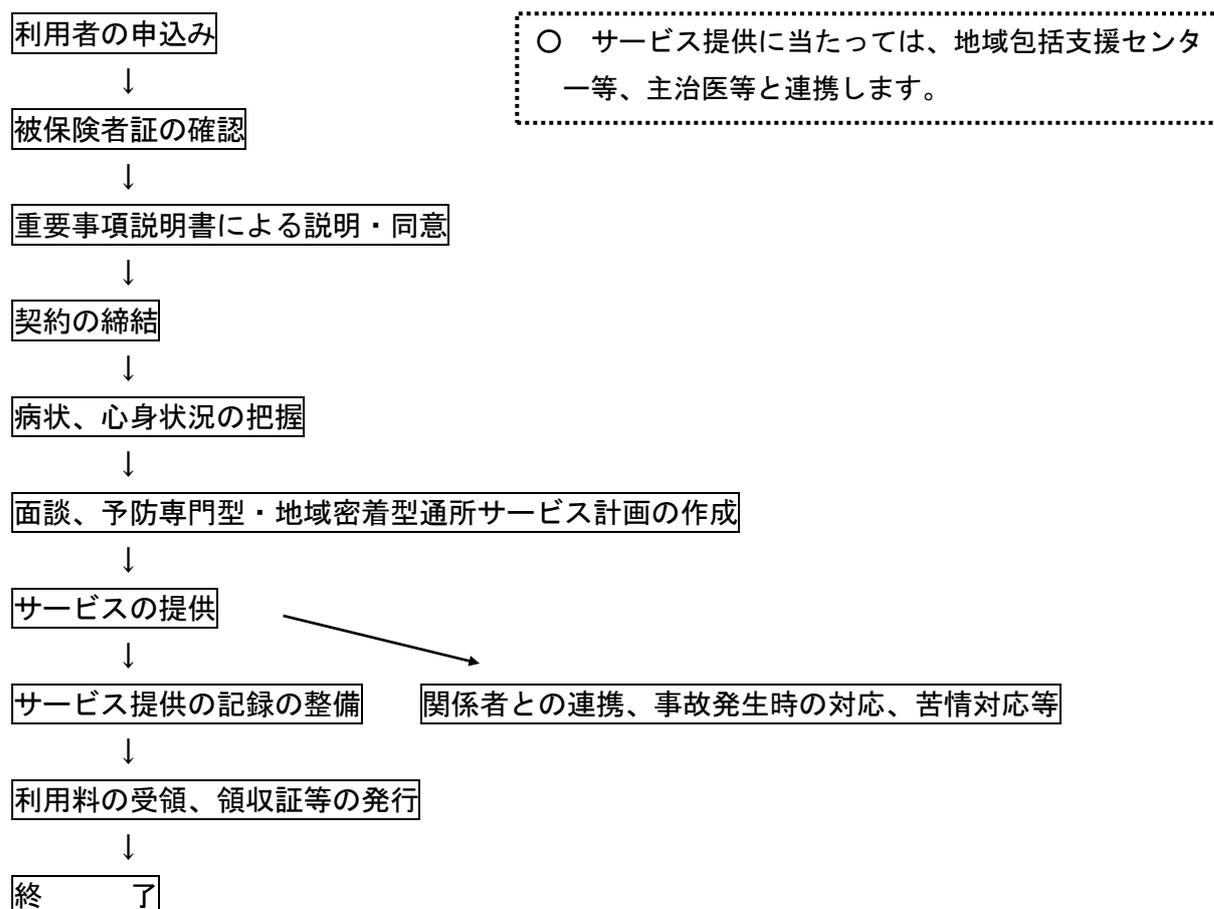
注) 1 実施期間終了後に、地域包括支援センター等によるケアマネジメントの結果、サービス提供の継続が必要であると判断される場合は、引き続きサービスを受けることができます。

## (2) 予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護従業者の禁止行為

予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### (3) サービス提供の手順



#### 【予防専門型通所サービス】

#### (4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供区分	予防専門型通所サービス費（要支援1・事業対象者）		予防専門型通所サービス費（要支援2）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合 （月ごとの定額制）	19,202 円/月	1,921 円/月	38,672 円/月	3,868 円/月

※ 表中の金額は利用者負担が1割の場合の金額となります。利用者負担割合は介護保険負担割合証に記載された割合となります。

※ 利用者の体調不良や状態の改善等により予防専門型通所サービス計画に定めたサービス提供回数よりも利用が少なかった場合、又は予防専門型通所サービス計画に定めたサービス提供回数よりも多かった場合であっても、日割り計算は行いません。

※ 主に以下に該当する場合は、月ごとの定額制ではなく日割りで利用料を計算します。

- ① 月途中で要介護から要支援に変更になった場合
- ② 月途中で要支援から要介護に変更になった場合
- ③ 月途中で事業対象者から要支援（要介護）に変更になった場合
- ④ 同一市町村内で事業所を変更した場合
- ⑤ 月途中で契約を開始（解除）した場合

など

	加 算	利用料		利用者負担額	算定回数等	
要支援等による区分なし	若年性認知症利用者受入加算			2,563円	257円	1月に1回
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅱ) 所定単位数の90/1000			左記の1割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)に処遇改善加算率を乗じた単位数を算定
区分あり	サービス提供体制加算	Ⅲ	事業対象者	256円	26円	1月に1回
			要支援1			
			要支援2	512円	52円	

- ※ 表中の金額は利用者負担が1割の場合の金額となります。利用者負担割合は介護保険負担割合証に記載された割合となります。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び予防専門型通所サービス従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月(又は翌々月)の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。
- ※ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は1月につき利用料が要支援1・事業対象者は4,015円(利用者負担が1割の場合402円)、要支援2は8,031円(利用者負担が1割の場合804円)減額されます。「同一建物」とは、指定予防専門型通所サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建物をいいます。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に第1号事業支給費(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

**【地域密着型通所介護】**

(5) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービス提供区分	利用料（1日当り）	利用者負担額（1日当り）
基本単位		
要介護1	4,442円	445円
要介護2	5,105円	511円
要介護3	5,767円	577円
要介護4	6,408円	641円
要介護5	7,080円	708円

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における所要時間がやむをえず短くなった場合には、計画上のサービス提供時間数に応じた利用料となります。

※利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる（1～2時間程度の利用）場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料は頂きません。

※月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所サービス従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌々月）の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

	加算	利用料	利用者負担額	算定回数
要介護度等による区分なし	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	598円	60円	個別機能訓練の実施した日数
	入浴介助加算（Ⅰ）	427円	43円	入浴介助を実施した日数
	若年性認知症利用者受入加算	640円	64円	サービス提供日数
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	64円	7円	サービス提供日数
	介護職員処遇改善加算	（Ⅱ） 所定単位数の90/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数（所定単位数）に処遇改善加算率を乗じた単位数を算定

※個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師が個別機能訓練計画書に基づき、計画的に行った機能訓練について算定します。

※介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」

を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

キャンセル料	前営業日の12時までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前営業日の17時までにご連絡の場合	1 提供当りの利用者負担額の50%を請求致します
	当日までにご連絡のない場合	1 提供当りの利用者負担額の50%を請求致します

※サービス利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を頂いた時間に応じて、上記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし、利用者の病状や急変や入院などの場合には、キャンセル料は請求致しません。

#### 4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、通常の事業の実施地域を超えた地点から、実費相当を徴収する。
② 食事の提供に要する費用	実費相当を徴収する。
③ おむつ代	1枚当り150円（尿取りパット：1枚当り50円）
④ 日常生活費	必要に応じて実費相当を徴収する。
⑤ ドリンク代	200円（1回利用ごとに発生する）

#### 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、事業対象者の該当の有無及び事業対象者の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定又は事業対象者の該当の有無の判断を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防又は介護予防ケアマネジメントが利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、又は事業対象者の該当の有無の判断が事業対象者の有効期間が終了する前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業所（地域包括支援センター等）が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）又は介護予防ケアプラン」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明し、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 7 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との連携

- (1) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）及び保険医療サービスまたは福祉サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容に送付します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び個人情報保護委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します

主治医名	(主治医名)
所属医療機関名	(所属医療機関名)
所在地	(所在地)
電話番号	(電話番号)
家族等連絡先	(家族等連絡先)

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
補償の概要	1事故：最大1億円の賠償

## 11 業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
防火管理者：丸山 美香
- (5) 定期的に避難、救出訓練その他、必要に応じて研修及び訓練を定期的に行います。

## 12 虐待・身体拘束の防止について

指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護事業所は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。  
虐待防止・身体拘束担当者：丸山美香
- (4) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護事業所はご利用者が成年後見制度を利用ができるよう支援を行います。
- (5) サービスを提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意

を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

- (8) 苦情解決体制を整備しています。

### 13 ハラスメントについて

指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
1. 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方及び定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

### 14 衛生管理等について

- (1) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (2) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (3) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (4) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
- (5) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (6) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 15 サービス提供の記録

- (1) 指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

- (2) 利用者の予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護の実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (3) 利用者及びその家族は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、この閲覧及び複写物の交付は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

#### 16 運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る事を目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内及び出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いいたします。
- (4) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、概ね6か月に1回上会議を開催します。

#### 17 サービス提供に関する相談、苦情について

##### (1) 苦情処理の体制及び手順

- 1. 提供した指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- 2. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

##### 3. 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (ステラ 管理者：丸山 美香)	(所在地) 兵庫県西宮市松生町7番8号 (電話番号) 0798-55-2772 (FAX) 0798-55-8004 (受付時間) 午前9時～午後5時 (土、日曜日・5/3～5・8/13～15・12/30～1/3を除く)
西宮市役所 法人指導課	(所在地) 兵庫県西宮市六湛寺町10-3 (電話番号) 0798-35-3082 (FAX) 0798-34-5465 (受付時間) 午前9時～午後5時30分 (土、日曜日、祝日・12/29～1/3を除く)
兵庫県国民健康保険団体連合会	(所在地) 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 (電話番号) 078-332-5601 (FAX) 078-332-5650 (受付時間) 午前8時45分～午後5時15分 (土、日曜日、祝日・12/29～1/3を除く)

18 第三者評価の実施状況について

実施無し（直近の実施年月日・実施した評価機関の名称・評価結果の開示状況）

19 重要事項説明書の内容変更について

重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、郵送あるいは口頭での説明によって、利用者に変更内容を通知したうえで、当該変更内容について利用者に同意確認を行います。

20 重要事項説明の年月日

上記内容について、西宮市指定予防専門型訪問サービス及び指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護通所の事業の人員、設備及び運営並びに指定予防専門型通所サービス及び地域密着型通所介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
重要事項を説明した場所	ご自宅 ・ ステラ

事業者	所在地	兵庫県西宮市松生町7番8号
	法人名	株式会社 デライト
	代表者名	丸山 美香
	事業所名	ステラ
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	